

## 学校図書館の教育力に関する研究

管理職選考試験における学校図書館に関する出題を中心にして

中 島 正 明

### A Study of School Library Power: An Analysis of the Promotion Test Problems Concerned with School Libraries For Principals

Masaaki NAKASHIMA

#### I. 研究の目的

学校図書館の活用をはかるうえで、学校長（以下、校長と表記する）の意識や理解が何よりも大切であると指摘される。「校長の学校図書館に対する理解度、認識度は、図書館の充実、進展を左右するといつてよい。現実には、全国の優良図書館を持っている学校は、必ず学校図書館に理解ある校長を擁している。」<sup>1)</sup> たとえば、「一人歩きのできる子どもを育てるには図書館教育が最も適合している」という校長の学校図書館についての意識が学校全体の読書活動を推進させ、「学校図書館を核にして学内のあらゆる施設・設備を児童の学習に役立つ環境として整備しよう」というリーダーシップが学習センターとして図書館を位置づけ、学習活動への図書館利用を促進させてきた<sup>2)</sup>。したがって、校長の意識を啓発し学校図書館に関する理解を高めることが、学校図書館を活発にすることにとって不可欠と考えられる。

それでは、校長は、学校図書館に関してどのような理解を、どこで、いかにして身につけてきたのであろうか。学校図書館や司書教諭の職務に関する校長の意識形成は、次の4つの要因によって規定される。①校長が児童であった頃の体験②校長が受けた教職教育③他者を補助し、援助するという司書教諭の仕事の性格④教師や学校管理者によって読まれている文献における司書教諭や学校図書館の低いプロフィール<sup>3)</sup>。

ここでは、幼少時における図書館経験は個人的事情による格差が大きいため、考察対象から除外する。教職教育についてみると、現行の教育職員免許法では「学校図書館」に関する単位の取得を求めている。つまり、教員養成課程ではすべての教員志望者が学校図書館について専門的に学習する機会が存在しない。唯一、学校図書館との関わりを期待できるのは、第四欄「教育課程及び指導法に関する科目」の中の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」である。ところが、学校図書館という語句はどこにも見あたらない。養成段階で学校図書館との関わりを持たなかった学生が、採用試験に合格し、教員として歩み始める。図書館担当として勤務する傍ら、司書教諭講習に参加して司書教諭資格を取得する教諭が現れる。

やがて、教諭・教頭と段階を踏んで校長に昇格していく。したがって、校長になる以前に学校図書館となんらかの関わりを持ってきた校長は存在するはずである。筆者が2000年に広島県内の全小学校・中学校・高等学校対象に実施した調査では、図書館担当を経験した管理職は72人

(23.1%)、司書教諭資格保有と回答した者は9人(2.9%)であった。管理職の4～5人に一人が学校図書館担当の経験を持っている。ところが、司書教諭資格を持つ割合が極めて低いことを考慮すると、学校図書館司書教諭を経験したとは考えにくい<sup>4)</sup>。司書教諭資格取得に伴って習得されるはずの学校図書館に関する幅広い知識や理解が確立しているとは推定しにくい。かくして養成段階、現職段階のいずれにおいても、学校図書館理解の機会是十分とは言えない構図が浮かび上がってくる。当然、学校図書館の活用は期待しにくい。

そこで、学校図書館の活用を活発なものとするために、校長及び教頭などいわゆる管理職が、学校図書館に関する理解をどこでどのように形成してきたかを検証し、学校経営における学校図書館の位置づけを検討しなければならない。これまでのところ司書教諭の学校図書館への態度・理解等に関する研究の蓄積はあるが、管理職のそれに関する研究は、乏しい。管理職を対象とした「全国的な」学校図書館調査は、今のところ見あたらない<sup>5)</sup>。校長の「支持は信頼から、信頼は理解から生まれるのであり、理解を構成するのは知識である。図書館や図書館員に対する情報を持たない校長の認識を変えることはできないように思われる。校長たちの認識を変える唯一の方法は、率直に、繰り返し、いろいろな方向から攻め立てることである。」<sup>6)</sup>と言われる。管理職になる際にどのような知識や理解が求められているのであろうか。管理職選考試験は、教諭が学校図書館について学習できる最後の機会である。学校図書館の活用を実現するための「最後の砦」かもしれない。本論文では、校長及び教頭選考試験において学校図書館及び読書に関するどのような事項が求められ、どのような方法で確かめられようとしているかを精査し、学校図書館の教育力を実現するための基礎資料とすることを目的としている。

## II. 研究の方法

管理職の学校図書館理解について、校長・教頭選考試験問題に関する分析を通してそれを検証することを試みた。現在、一般教員の採用試験問題は、受験出版社などによって復元問題の出版物や教育委員会が公開している過去問題を参照することによって、内容を把握することが可能である。ところが管理職選考試験については、試験問題等が公開されていない。そこで、使用できる資料は公表されているものに限定される。本研究では、月刊の教育行政・経営に関する専門誌である『教職研修』(教育開発研究所)を使用した。同誌には、管理職選考試験の復元問題が掲載され、識者による解説が行われている。調査期間は、1993年4月号から2007年12月号までの15年間とした。ただし、受験者の記憶を基にした復元問題のため記述内容に正確さを欠くこと、全国都道府県のすべての試験を網羅していないことなど制約があることは否定できない。

資料の収集と分析は、次の3つの観点から行った。

### 1：数量分析

『教職研修』各号に掲載された復元問題を、都道府県名、採用年度、採用対象、試験問題文などをそのまま書き出した。それらを採用年度別、都道府県別に一覧表にした。出題件数の数量的な分析を通じて、学校図書館法の一部改正が、教育行政における教職員人事(管理職選考試験)の過程にどのように反映されたかを検証することをねらいとしている。

### 2：内容分析

つぎに、質問を内容別に分類した。合計62の問題を、出題頻度の高い項目として、司書教諭、学校図書館法、学校図書館の機能・活用、読書活動など4つのグループに区分した。さらに、選

試験問題の内容概要を把握するため、それぞれのグループで質問内容を細分化した。

### 3：回答方法

管理職として求められているものを把握するため、回答方法を知識、理解、能力に大きく3区分した。

(1)知識は、単なる知識として知っているかどうかを確認する質問である。(2)理解とは、知っているだけでなく、説明できたり正誤を判断できたりするような質問である。(3)能力は、たとえば「あなたの考えを述べなさい」という設問に回答するように、知識、理解に加えて意欲や態度を含むものである。こうした回答区分によって、学校経営および学校図書館の管理運営上の効果を推測しようとした。

なお、出題問題は参考資料として巻末に掲載した。

## Ⅲ. 結果の概要

資料1は、1993（平成5）年度から2007（平成19）年度採用までの15年間に、管理職採用試験問題に「図書館」又は「読書」が出題された経過を採用年度・都道府県別に一覧したものである。表中の灰色部分が出題された県・年度を表している。表中の数字は、校長、教頭という対象試験数又は出題された問題数である。県と政令指定都市とで統一して試験を実施している場合、県名に統一した。

資料2は、管理職選考試験に「図書館」が出題された年度をグラフ化したものである。1993（平成5）年度には、全国で一県も出題されていない。この15年間における傾向として、出題件数そのものは、産休に入る教員の代替教員確保や通勤手当の支給条件に関する質問よりも少なかった。1990年代後半から徐々に出現県の増加が認められ、2004年度にピークに達した。最も多く出題された2004年度でも、つまり、2003年4月1日に司書教諭発令が法的に確定した年に全国で10県に過ぎない。学校図書館や読書は、管理職選考試験問題としてポピュラーでないことが伺える。行政的課題が終息した2006年度以後、急激に減少している。2007年度には、岩手、福岡の2県のみである。

年度別の推移から、管理職選考試験問題への学校図書館や読書に関する出題は、1990年代半ばからの国の学校図書館整備計画推進や子ども読書活動推進への施策展開を経て、2003年度4月における司書教諭発令の行政的課題への関心の高まりを背景として、次第に増加していたものの、司書教諭発令が「一段落した」2007年度には10年前の段階にまで逆戻りした。とくに、出題件数が2003年4月1日前よりもその後の方が多きことは、行政の学校図書館に対する理解や姿勢を示すものとして注目される。

次に、資料3は、管理職採用試験問題に「図書館」又は「読書」が出題された都道府県を出題された年数の多い順番にみたものである。出題回数が多い県は、岡山（5）、千葉・三重・兵庫・福岡・熊本（各4）である。これらの各県には、従来から学校図書館について熱心に取り組んできた市町が存在してきたことが影響しているかも知れない。

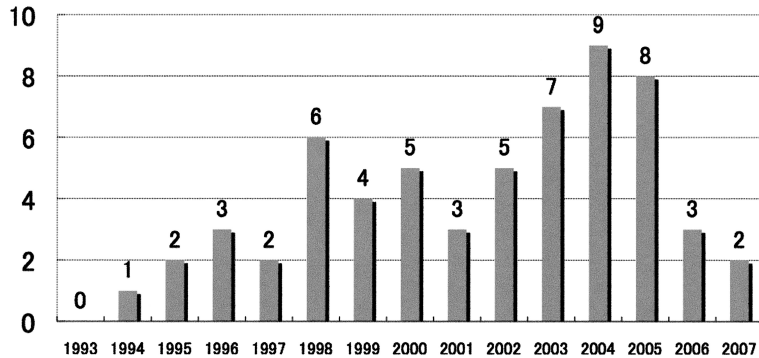
一方、この調査期間において、一度も出題したことがないのは21県である。およそ半数の都道府県が、学校図書館に関する出題をまったく行っていない。地理的にみると、それらの県は北海道から九州まで各地方に分布している。

さらに、資料4では出題された問題を学校段階別・対象別に示した。小・中学校の教頭対象が

資料1 管理職採用試験問題に「図書館」又は「読書」が出題された採用年度（都道府県別）

西 暦	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	
元 号	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
北海道	0															
青 森	0															
岩 手	1														■	
宮 城	1											■				
秋 田	1											■				
山 形	0															
福 島	3			■		■				■						
茨 城	1												■			
栃 木	0															
群 馬	0															
埼 玉	2		■						■							
千 葉	4		■				2		2	■			■			
東 京	1												■			
神 奈 川	0															
新 潟	0															
富 山	1											■				
石 川	0															
福 井	3					■		■		■						
山 梨	3	■		■									3			
長 野	0															
岐 阜	1						■									
静 岡	1				■											
静 岡 市	1					■										
愛 知	0															
三 重	4			■						■	■		■			
滋 賀	2		■											■		
京 都	0															
大 阪	2								■			■				
兵 庫	4							■			■		2	■		
奈 良	1					■										
和 歌 山	0															
鳥 取	0															
鳥 根	2					■	■				■					
岡 山	5					■		■			■	■		■		
広 島	0															
山 口	0															
徳 島	2									■			■			
香 川	0															
愛 媛	1											■				
高 知	0															
福 岡	4					■	■				■				■	
佐 賀	0															
長 崎	3										■	■	■			
熊 本	4				2		2	■				2				
大 分	2										■	■				
宮 崎	0															
鹿 児 島	0															
沖 縄	0															
全 国	62	0	1	2	3	2	6	5	4	3	5	7	9	8	3	2

資料2 年度別出題県数の推移



資料3 出題頻度の高い県一覧

都府県名	出題年数	都府県名	出題年数	都府県名	出題年数	都府県名	出題年数
岡山	5	千葉	4	福島	3	埼玉	2
		三重	4	福井	3	滋賀	2
		兵庫	4	山梨	3	大阪	2
		福岡	4	長崎	3	島根	2
		熊本	4			徳島	2

資料4 学校段階、対象別にみた出題数

学校段階等	校長	教頭
小・中学校	22	35
高等学校	0	9
主事・管理職・その他	3	

35件、小・中学校校長対象が22件であり、高等学校教頭は9件、高等学校校長対象は、ゼロ件である。この数値から、学校図書館に関する知識や理解は、義務教育段階の学校、しかも教頭が主たる対象として意図されていることが認められる。

資料5は、出題された69問題を大・中・小項目に区分したものである。もっとも出題頻度の高いのは「学校図書館法」33、次に「司書教諭」17、「学校図書館」10と続く。

「学校図書館法」については、司書教諭の配置、発令期限、学級規模など第5条に関わる質問が殆どを占めている。しかも、資料6の回答方法と照らし合わせてみると、論述が少なく、語句の記述、穴埋め、正誤判断で全体の6割以上となる。

「学校図書館法」について出題件数は多いが、管理職として必要な知識の確認にとどまっている。とくに、語句の穴埋め形式が多いのが特徴と言える。次に、「司書教諭」に関する質問では、論述形式が4割を占める。ただし、発令時期、学級規模、発令形式などについて簡潔な記述や正誤判断を求める問題が過半数を占める。「学校図書館」では、学校図書館の機能や役割、利用方法、

資料5 出題内容の領域分析

大項目	中項目	件数	小項目	内訳
学校図書館 [10]	活用方法	5	高等学校学習指導要領 魅力ある学校図書館の利用	
	役割・機能・目的	3	司書教諭 読書の日	
	今後の在り方	2	司書教諭の役割	
学校図書館法 [33]	司書教諭	12	配置全般について	8
			資格要件 司書教諭の要件	2
			任命権者	1
			学校図書館の役割	1
	司書教諭	9	発令期限	5
			学級規模	4
			設置義務	3
			職務内容	1
			任命権者	1
			緩和規定	1
	改正点	4	司書教諭	
	司書教諭	4		
	学校図書館	2		
地域開放	1			
法令名	1	司書教諭講習		
司書教諭 [17]	全般	7		
	配置時期と学級数	3	司書教諭講習 職務内容 学校司書との相違	
	学級規模	3	司書教諭の活動・任務 法規名記述・発令主体	
	職務内容・役割	2	読書指導の方法	
	発令形式	1		
	学校図書館法	1		
子ども読書活動 [6]	学校経営	3	教育課程・学校経営の中で読書指導をどのように生かすか	
	子ども読書活動推進法	2		
	子ども読書の日	1		
その他 [3]	図書館教育	1		
	公共図書館	1	図書館名	
	生涯学習	1	図書館	

今後の在り方などの内容であり、ほとんどが論述形式である。「子ども読書活動」は、読書に関する国の政策についての知識を確かめるものであろう。子ども読書活動推進法についての理解とそれに対する取り組みを考えさせる点で、学校経営的現実課題として位置づけられる。「その他」では、生涯学習や図書館教育などが取り上げられている。



資料6 回答方法の分析

大 区 分	出題数	論述	記述	穴埋め	多肢選択	正誤判断
学 校 図 書 館	10	8	1	1	0	0
学校図書館法	33	6	10	11	1	5
司 書 教 諭	17	7	7	0	0	3
子ども読書活動	6	3	3	0	0	0
そ の 他	3	1	1	0	1	0
合 計	69	25	22	12	2	8

なお、出題の中には、「当分の間」第五条第一項の規定にかかわらず、(司書教諭)を置かないことができる」とか「なお、( )学級以下の学校には配置しなくてもよい。」など、およそ管理職として相応しくない「知識」を植え込むような質問がいくつかの県で見られた。こうした風潮が選考試験を実施する行政側に存在することが学校図書館の活発な利用を阻害していると言えよう。

#### IV. 考 察

管理職選考試験問題の分析から、「集中」というキーワードが浮かんでくる。まず、出題時期は2003年4月の司書教諭発令期限前後に集中していた。出題県は、兵庫、岡山、福岡など一部の県に集中している。

質問内容は、学校図書館法(改正)と司書教諭(発令)で殆どを占めている。図書館を構成する要素について言えば、職員(司書教諭)だけ取り上げており、資料や施設・設備について全く触れていない。内容領域としては偏っていると言えよう。

回答方法から、管理職の資質を測定する指標として、次の3段階を想定した。学校経営上最低限必要な知識、学校図書館を活用するための知識、図書館を重要な教育力として学習指導、読書指導に活用するのに必要な具体的な知識である。校長は、「司書教諭・図書館主任の専門的な職務を尊重し、その意見を聞き、図書館を中心とした教育計画を立て、図書館機能を高めるよう、PTA・一般教師に説明し協力を求め、日常の学習指導に、図書館の資料を利用して学習効果を高めるよう一般の教師を指導すること」<sup>7)</sup>を求められる。実際に学校図書館経営で図書館担当者が困っているのは、図書館計画から資料の収集・整理・運用、図書館評価に至る一連の図書館経営である。とくに、学習指導での資料活用や教科指導への先生支援などいかにして教育活動に図書館を結びつけるかということに困難を感じている<sup>8)</sup>。こうした学校図書館の現状を考慮すれば、学校経営に学校図書館を活かすためには、学習指導要領における学校図書館の規定や利用指導など、もっと基本的な質問や幅広い総合的な質問が必要と思われる。

出題された試験問題を検討すると、学校図書館経営で求められている知識・技術、教育の現代化に伴って必要とされている知識(情報化やインターネットなど)と出題される内容との乖離が認められる。質問形式は、記述、穴埋め、正誤判断など知識の確認に集中している。知識を整理して要点を纏めたり、自分の考えを述べたりする論述形式は、全体の36%にとどまる。学校図書

館について校長の姿勢や指導力が問われるとすれば、学校教育における図書館の位置づけを問うようなもっと「骨太」の出題が求められる。

#### V. 参考文献・注

- 1) 尾原淳夫『学校図書館の活性化』学芸図書1988 172頁.
- 2) 『月刊悠』ぎょうせい 1994. 8. 中村正也「学校図書館を活発にする校内組織」『学校図書館』(通号397) [1983. 11] 14-19頁.
- 3) 研究情報 [海外] 学校図書館や司書教諭に対する校長の認識 Gary Hartzell ; 長倉美恵子訳『学校図書館学研究』5 [2003. 3] 55頁.
- 4) 中島正明「学校図書館の活性化に関する教育経営学的研究 連携に関する学校長の意識を中心にして」『教育学研究紀要』[中国四国教育学会] 第46巻第一部 2000. 3 283-288頁. (有効回答数312有効回答率31.9%)
- 5) 古賀節子; 平久江祐司「学校経営における学校図書館・司書教諭に関する調査 東京, 京都, 大阪の公・私立高等学校の校長を対象として」『学校図書館』(604) [2001. 2] 81~86頁.
- 6) Gary Hartzell ; 長倉美恵子訳「研究情報 [海外] 学校図書館や司書教諭に対する校長の認識」『学校図書館学研究』5 [2003. 3] 64頁.
- 7) 裏田武夫ほか『学校図書館実務・資料図解大事典』全国教育図書 1967 54頁.
- 8) 中島正明「学校図書館の活性化に関する教育経営学的研究 ‘活性化’をめぐる意識を中心にして」『児童教育研究』[安田地吉大学児童教育学会] 第10号 2001. 3 103-114頁.

#### VI. 資料 都道府県別にみた出題事例

都府県	実施日	対 象	質 問 内 容 ・ 回 答 方 法 等
宮城県 仙台市	平成15年 8月8日	小・中学校教頭	3 次の用語を簡潔に説明しなさい。 (2) 司書教諭
秋田県	平成15年 8月8日	高等学校教頭	10 次の文について設問に答えなさい。「平成九年六月、( )が一部改正され、平成( )年から( )学級以上の学校の学校図書館には司書教諭を置かなければならなくなった。」 (1) 空欄に適当な語句を記入しなさい。 (2) 司書教諭の任務について述べなさい。 (3) 司書教諭は誰によって発令されるか述べなさい。
福島県	平成7年 9月23日	小・中学校教頭	[指導] 10) 学校図書館には、読書室としての役割のほか、どのような役割があるか。
	平成9年 9月20日	小・中学校長	論文問題4 学校図書館法の一部を改正する法律が平成九年六月十一日に公布…施行されたことにより、司書教諭の養成・配置が課題となっています。このことについて次の問に答えなさい。 ①司書教諭の配置が義務づけられたのは何年度からですか。また何学級以上の規模の学校に配置されることになりますか。
	平成13年 9月22日	小・中学校教頭	管理11 司書教諭の役割について述べなさい。
茨城県	平成17年 2月5日	小・中学校教頭	筆答7 次の条文の空欄に適切な語句を記入し、その法律名を述べなさい。 (7) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、( )を設ける。
埼玉県	平成6年 8月17日	小・中学校長	筆答2 次の事項について、法令等にふれながら具体的に述べなさい。 (1) 学校図書館



埼玉県	平成12年 8月17日	小・中学校教頭	2 次の設問に答えなさい。 (2) 次の事項に関する法令等の名称及び条項を正しく書きなさい。 イ 司書教諭の設置
千葉県	平成11年 1月9日	小・中学校校長	9 司書教諭はいつから、何学級以上の学校におくようになるのか。また、それが規定されている法規の名称を書きなさい。
	平成11年 1月9日	小・中学校教頭	1 次の文中の( )内に当てはまる字句を記入しなさい。 (6) 三つ目の県立図書館として今年度旭市に( )が設置された。
	平成12年 12月17日	小・中学校校長	筆答9 学校図書館の役割と活動について述べなさい。
	平成12年 12月7日	小・中学校教頭	筆答8 読書離れ・活字離れが進んでいるといわれています。魅力ある学校図書館の利用についてどのように取り組んでいくか、教頭としての考えを述べなさい。
	平成13年 8月29日	高等学校教頭	筆答3 平成九年六月に改正された学校図書館法をふまえて、次の問いに答えなさい。また、( )内に適当な数字を記入しなさい。 (1) 改正のねらいを簡潔に述べなさい。 (2) 平成( )年四月一日以降、( )学級以下の学校を除き、すべての学校に司書教諭を配置する。 (3) 司書教諭の資格要件は何か述べなさい。
	平成16年 11月3日	公立学校教頭 (再受験者用)	2 子どもたちの読書離れや心の教育の重要性から「子ども読書活動の推進」が叫ばれています。このことをどのようにとらえ、学校運営においてどのようにしていきますか。関係法令や県の施策等を踏まえて、教頭の立場で具体的に述べなさい。
東京都	平成16年 8月8日	管理職(択一) ①	2 学校と地域に関する記述として妥当なものは、次のうちどれか。 (1) 学校図書館の地域への開放については、その目的を達成するのに支障ない限度において、一般公衆に利用させなければならないと学校図書館法で定められている。
富山県	平成15年 11月2日	小・中学校教頭	8 次の文で説明している言葉を述べなさい。 (1) 学校図書館の専門的職務を担当するため、一一学級以下の小規模校を除き、全校に配置しなければならない。
福井県	平成9年 8月20日	小・中学校教頭	筆答問題1 次の事柄について規定されている法規名を書きなさい。(省略不可) (4) 司書教諭の設置義務
	平成11年 8月19日	小・中学校教頭	1 次の条文の( )に適当な語句を記入しなさい。また、その法律名を書きなさい。 (5) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、( )を置かなければならない。
	平成13年 8月20日	小・中学校教頭 一次	7 次の条文の空欄に適切な語句を記入し、その法規名を省略しないで何条まで書きなさい。 (1) 学校には、( )の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。
山梨県	平成6年度	小・中学校教頭	2 学校図書館(室)の活用について、あなたの考えを述べなさい。
	平成7年 12月13日	小・中学校教頭	2 学校図書館(室)の活用について、あなたの考えを述べなさい。
	平成16年 12月9日	小・中学校教頭	3 問中の3番 40分 400字 3 学校図書館は、児童・生徒の学習活動や読書活動の充実には欠かせません。これからの学校図書館のあり方と司書教諭の役割について、法的根拠に触れながら、あなたの考えを述べなさい。
	平成16年 12月9日	高等学校教頭	3 学校図書館は、児童・生徒の学習活動や読書活動の充実には欠かせません。これからの学校図書館のあり方と司書教諭の役割について、法的根拠に触れながら、あなたの考えを述べなさい。

山梨県	平成16年 12月9日	小・中学校長	今日、子どもたちの感性や情緒力の乏しさ、コミュニケーション能力の低下および読書離れ等が憂慮されています。こうしたなか、平成一六年二月、文化審議会は「これからの時代に求められる国語力について」文部科学大臣に答申しました。あなたは校長として、学校経営のなかでこれらの課題にどう取り組んでいくか、具体的に述べなさい。
岐阜県	平成10年 8月6日	小・中学校教頭	筆答1 2 次の項目について自分の考えを述べなさい。 (3) 司書教諭
静岡市	平成8年 12月16日	小・中学校長	問題4 次の各項目で正しいものには○、誤りがあるものには×を記入し、その理由も書きなさい。 (6) 学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を掌らせるために、学校に司書を置かなければならないと規定されているが、当分の間、置かなくてもよいことになっている。
	平成9年 12月8日	小・中学校長	問題4 次の間に答えなさい。 (1) 平成九年六月公布された「学校図書館法の一部を改正する法律」の主な改正点を簡潔に述べなさい。
三重県	平成7年 12月26日	小・中学校教頭	次の事項について簡潔に述べなさい。 2) 学校図書館を魅力あるものとするうえでの留意点
	平成13年 7月	小・中学校長	6 次の事項を説明しなさい。 (8) 司書教諭に関する法改正
	平成14年 実施日不明	小・中学校教頭	2 次の各項目の法的根拠と内容を説明しなさい。 (5) 司書教諭
	平成16年 8月18日	小・中学校教頭	5 次の確問の空欄に適切な語句を記入しなさい。 (1) ( ) 学級以上の学校は、図書館司書を置かなければならない。
滋賀県	平成6年 8月27日	小・中学校教頭	次の言葉について関連法規と説明を記入せよ。 校務分掌 時季変更 学校図書館 教頭の職務
	平成17年 8月20日	小・中学校教頭	2 次の事項について、根拠となる法令をあげ、説明しなさい。 (2) 司書教諭の配置
大阪府	平成12年 9月10日	小・中学校教頭 (一次・択一)	12 学校運営に関する記述について、正誤を記しなさい。 (1) 学校司書教諭については、平成十四年三月末までに配置しなければならない。
	平成15年 9月8日	小・中学校教頭 一次択一	(7) 図書館教育
兵庫県	平成11年 9月5日	高等学校教頭	【法規・事例問題】 1 次のことを法令にしたがって説明しなさい。 (2) 司書教諭の配置
	平成14年 8月31日	高等学校教頭	21 司書教諭について正しい記述を次の項目から一つ選びなさい。 (1) 平成十五年からすべての学校に司書教諭を置かなければならない。 (2) 司書教諭の資格を取るための研修は、大学やその他の教育機関が文部科学省の委託を受けて実施している。 (3) 司書教諭がない場合には、司書教諭の資格を持っている実習教諭を当てることができる。 (4) 司書教諭には教科指導をさせてはならない。
	平成16年 10月23日	小・中学校長	論文 択一※次の事項について五肢選択問題が出题される。30分 (3) 学校図書館法における司書教諭についての規定
	平成16年 10月23日	小・中学校教頭	択一 5 司書教諭について、正しいもの一つを選びなさい。 ア 平成十五年度から司書教諭は10学級以上の学校に置くようになった。 イ 司書教諭とは、司書教諭の講習を受け、図書館業務を専門的に行う教諭である。 ウ 学校司書が置いてある場合は、司書教諭を置かなくてもよい。 エ 司書教諭は任命権者が任命する。

兵庫県	平成17年 9月3日	高等学校教頭	択一 (4) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。
奈良県	平成10年 1月15日	小・中学校教頭	<教育法規問題>7 平成九年六月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布・施行された。主な改正点は二点で、一点目は司書教諭の講習機関の拡大だが、もう一点は何か述べなさい。
島根県	平成10年 8月25日	小・中学校教頭	客観テスト2 次のような事柄に関して、管理職としてどのように対処するのか述べなさい。 (3) 図書館・司書教諭について説明を求められた。
	平成14年 8月27日	小・中学校教頭	9 次の設問に答えなさい。 (1) 学習指導要領に示されている学校図書館の機能、利用目的を二つ書きなさい。 (2) 司書教諭の仕事の説明しなさい。 (3) 読書の日は何月何日か書きなさい。
岡山県	平成9年 12月1日	小・中学校長	2 学校図書館法第五条には「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、( )を置かなければならない」と規定されている。このたび、学校図書館法が改正され、平成( )年四月一日以降、( )学級以下を除く学校には、必ず( )を配置することとなった。 (1) ( )の中に適する語句または数字を書きなさい。 (2) このような、法が改正されたのはなぜか。理由を簡潔に述べなさい。
	平成11年 12月27日	小・中学校長 (二次)	6 次の文章について、正しい内容のものには○を、間違っている内容のものには×を記しなさい。 (3) 司書教諭は、学校長が任命する。
	平成14年 9月5日	小・中学校教頭	2 司書について、以下の設問に答えなさい。 (1) 空欄に数字を入れなさい。 平成九年の学校図書館法の改正により、( )学級以上の学校においては、平成( )年度から司書教諭を配置しなければならない。 (2) 学校司書と司書教諭の職務の違いについて述べなさい。
	平成15年 11月25日	小・中学校長 (一次)	2 次の文が正しいときは○を、誤っていればその箇所には傍線を引き、正しく直しなさい。 (1) 学校図書館法により一二学級以上の学校には司書教諭を置かなければならない。一一学級以下の学校には置くことができない。
	平成17年 11月15日	小・中学校長	筆答4 司書教諭について、次の間に答えなさい。 (1) 職務内容を述べなさい。 (2) 司書教諭を中心として、学校での読書指導をどう進めるか、具体的に述べなさい。
徳島県	平成13年 8月23日	小・中学校教頭	10 次の項目の根拠となる法規名を書きなさい。 (3) 司書教諭
	平成16年 8月18日	小・中学校教頭	9 学校図書館法の改正により、司書教諭を置かなければならないのは何学級以上の学校か、述べなさい。
愛媛県	実施日不明	小・中学校長 (一次)	短答6 次の事項について簡潔に説明しなさい。また関係する根拠法規名および該当条項を述べなさい。 (3) 司書教諭の要件
福岡県	平成9年 9月23日	小・中学校教頭	問題4 次の間に答えなさい。 (1) 平成九年六月公布された「学校図書館法の一部を改正する法律」の主な改正点を簡潔に述べなさい。
	平成10年 8月17日	小・中学校教頭	5 次の文は、ある法令の条文の一部である。(①)～(④)に当てはまる語句を記入しなさい。 第〇条 学校には、(①)を設けなければならない。

福岡県	平成10年 8月17日	小・中学校教頭	第〇条 (①)は、その目的を達成するのに支障のない限度において、(②)に利用させることができる。 第〇条 学校には、(①)の専門的職務を掌らせるため、(③)を置かなければならない。 第〇条 前項の(③)は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、(③)の講習を修了したものでなければならない。 第〇条 前項に規定する(③)の講習は、大学その他の教育機関が(④)の委嘱を受けて行う。
	平成14年 9月23日	高等学校教頭 指導主事	3 次の(1)~(5)の文章を読んで、傍線部の内容が正しい場合は○を、誤っている場合は×を正誤欄に書き、誤っている場合には正しい内容を訂正欄に書きなさい。 (4) 司書教諭は、当該学校の職員のなかから、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。
	平成15年 9月23日	高等学校教頭	1 次の文章は、法律・条例または規則等の条文です。それぞれの条文が規定されている法律・条例または規則等の名称および条項を答えなさい。また空欄(A)~(E)に適当な語句を記入し、空欄(①)~(⑩)に入る適当な語句を語群から選び、記号で答えなさい。 (5) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、(⑤)を置かなければならない。
	平成18年 9月23日	高等学校教頭	4 次の各文は、高等学校学習指導要領(平成11年3月告示、弊政5年12月一部改正)の第一章総則第六款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の一部です。文中の空欄(①)~(⑳)に入る適切な語句を下の語群から選び、記号で答えなさい。 ○ 学校図書館を(⑯)に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、(⑰)な学習活動や読書活動を充実すること。
長崎県	平成14年 7月30日	小・中学校教頭	筆答5 文部科学省の読書活動推進の取り組みについて、以下の設問に答えなさい。 (1) 読書活動推進のために制定された法律名を書きなさい。 (2) 十二学級以上の学校におかなければならないものは何か書きなさい。 (3) 教育課程実施上学校図書館の果たすべき役割を、機能面から書きなさい。
	平成15年 7月29日	小・中学校教頭	短答2 次の設問に答えなさい。 (3) 司書教諭はどのような学校に置かなければならないのでしょうか。 (4) 司書教諭の活動を三つ述べなさい。 (5) 司書教諭について定めている法規名を述べなさい。
	平成16年 7月30日	小・中学校長	短答1 児童の読書離れが深刻な問題となっていますが、それについて、次の設問に答えなさい。 (1) 平成一三年一二月に制定された、子どもの読書活動推進に関する法律の名称を述べなさい。 (2) この法律に基づいて、平成一六年三月に県教育委員会が出した冊子は何ですか。 (3) 読書指導を学校経営のなかでどのように生かしていくか、方策を述べなさい。
熊本県	平成8年 7月26日	小・中学校長	13 次の用語を説明しなさい。 ② 司書教諭
	平成8年 7月26日	小・中学校長	17 次の①~③は、生涯学習社会をつくるための本県の施策の三本柱です。以下のア~カはどれに該当しますか。 ①生涯学習基盤の整備 ②生涯学習機会の充実 ③家庭・地域社会の教育機能の活性化 ア、図書館などの充実 エ、世代間交流の促進 イ、リカレント教育 オ、P T A活動の活性化 ウ、総合学習システムの構築 カ、指導者の資質の向上・確保

熊本県	平成10年 7月22日	公立学校教頭	筆記考査2 以下の法令等について、( )に当てはまる語句を記入し、その法令名を答えなさい。 (10) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、( )をおこななければならない。 上記の職員は、( )年( )月までに配置しなければならない。 なお、( )学級以下の学校には配置しなくてもよい。
	平成10年 7月24日	小・中学校長	筆答4 次のようなことを職員が申し出てきた場合、校長として法令に基づいてどのように答えるか述べなさい。 (3) 夏休みに司書教諭講習会に参加したいのだが、参加に当たって職務専念義務免除にしてほしい。
	平成11年 7月26日	小・中学校長	1 次の文章は学校図書館等に関する法律の条文等です。空欄の①～⑦に適切な語句を記入しなさい。 (1) この法律は、(①)が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的としている。 (2) 学校には、(①)の専門的職務を掌らせるため、(②)を置かなければならない。 (3) 前項の(②)は、(③)をもって充てる。当該(③)は、(②)の(④)を修了した者でなければならない。 (4) 前項に規定する(②)の(④)は、大学その他の教育機関が(⑤)の委嘱を受けて行う。 (5) 学校には、平成(⑥)年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間)第五条第一項の規定にかかわらず、(②)を置かないことができる。 (6) 政令で定める規模以下の学校とは(⑦)学級以下の学校である。
	平成15年 7月24日	小・中学校教頭	3 次の条文の空欄に適切な語句を記入しなさい。 (1) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、( )を置かななければならない。
	平成15年 7月25日	小・中学校長	6 次に掲げる用語の空欄に適切な語句を記入し、その法規名も述べなさい。 ② 子ども読書の日は、( )とする。 15 次の用語を説明しなさい。 (4) 学校図書館の司書教諭
大分県	平成15年 1月15日	小・中学校長	5 次の語句を簡潔に説明しなさい。 (3) 司書教諭
	平成16年 1月12日	小・中学校長 (二次)	短答3 次のことを定める法規名と条項を述べなさい。 (2) 司書教諭の配置

[2008. 9. 29 受理]